

協定区域	西区春日台1丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可	1995年10月5日
	面積	48,292.01 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新	2005年10月5日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2015年10月5日～2025年10月4日（10年）	

協定内容の概要

- ① 建築物の敷地の区画は、本協定締結時における現況宅地の区画とし、これを変更してはならない。
- ② 建築物の敷地の地盤面の高さは、本協定締結時における現況地盤面の高さとする。ただし、必要最小限度の変更であり、かつ、春日台1丁目地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認め、許可したものは、この限りでない。
- ③ 建築物は、1区画につき1戸建ての専用住宅又は診療所兼用住宅とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第1号、第6号若しくは第7号又は第130条の4に規定する公益上必要な建築物であり、かつ、委員会が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認め、許可したものは、この限りでない。
- ④ 1戸建ての住宅とは、構造上1棟1戸とし、1棟1戸建て構造の住宅で、複数の玄関、浴室等の単独で生活できる設備を備えたものは、共同住宅とみなし建築してはならない。ただし、2世帯住宅は次のア及びイの条件を満たす場合に、独立した付属建物（物置、勉強部屋等）は次のウ及びエの条件を満たす場合に、建築することができる。
- ア 2戸併設で、各々に単独で生活できる設備を備えている建築物の内部に2戸間を連絡できる通路を有していること。
- イ 各々の居住者が親子関係にある等の限定された関係であること。
- ウ 単独で生活できる設備を備えていないこと。
- エ 居住者は生活を一にし、又はこれに準ずる者であること。
- ⑤ 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するものを設置してはならない。ただし、診療所兼用住宅又は第3号ただし書きの規定により、委員会の許可を得た兼用住宅に設置するもののうち、必要最小限度の大きさであり、かつ、委員会が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認め、許可したものは、この限りでない。
- ⑥ 歩道、緑道及びフットパスに接する側には、車庫の出入口を設置してはならない。

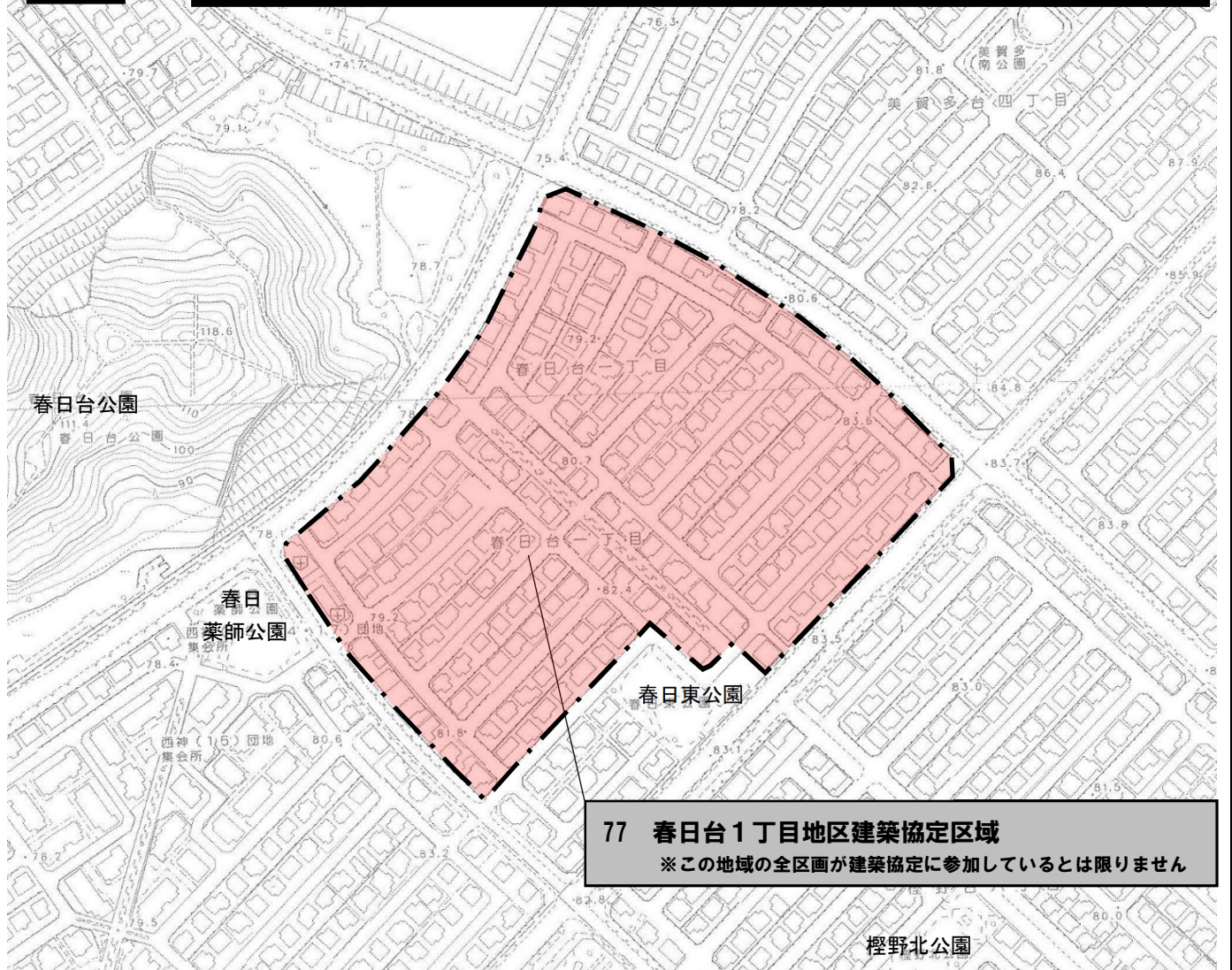
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

77

春日台1丁目地区



位置図

